

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態（法第183条）

県国民保護計画[※]が対象として想定する緊急対処事態[※]については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等[※]におけるゲリラ[※]や特殊部隊[※]による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置[※]の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

その際、語句を次のように読み替えるものとする。

武力攻撃事態等	→	緊急対処事態
国民保護措置	→	緊急対処保護措置
富山県国民保護対策本部	→	富山県緊急対処事態対策本部
武力攻撃 [※]	→	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	→	緊急対処事態における災害 [※]

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長[※]により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関[※]等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。